

日 時：令和6年2月28日（水）13：30～

場 所：個人情報保護委員会 委員会室

出席者：藤原委員長、小川委員、大島委員、浅井委員、清水委員、梶田委員、  
高村委員、小笠原委員、  
松元事務局長、三原事務局次長、山澄審議官、大槻審議官、森川総務課長、  
吉屋参事官、香月参事官、小嶋参事官、片岡参事官、石田参事官

○森川総務課長 それでは、定刻になりましたので会議を始めます。

本日は、加藤委員が御欠席です。

以降の委員会会議の進行につきましては、藤原委員長にお願いいたします。

○藤原委員長 それでは、ただいまから第274回個人情報保護委員会を開会いたします。

本日の議題は四つございます。

まず、議題1です。「住宅金融支援機構（住宅取得資金に係る借入金の年末残高調書データファイル（税務署提出用）作成事務）の全項目評価書（新規実施）について」でございます。それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 独立行政法人住宅金融支援機構（以下「機構」という。）が提出した全項目評価書については、2月21日に開催されました第273回個人情報保護委員会において、機構の職員に出席いただき概要説明が行われたところです。本日は、当該評価書につきまして、指針に定める審査の観点等に基づいた評価書の指針への適合性、妥当性について、事務局の精査結果の主な内容を説明いたします。その上で評価書を審査いただき、承認の可否をお伺いいたします。

それでは、資料1-1に基づき事務局による精査結果を説明させていただきます。なお、機構から提出された全項目評価書についても資料1-2として配付しておりますが、当資料については、第273回個人情報保護委員会で配付した資料と内容に変更はないため、説明は省略させていただきます。

まず、1ページから3ページまでの「全体的な事項」では、評価実施手続を適切に行っているか、事務の流れやシステムを具体的に記載しているかといった観点から審査をしております。

事務局において確認を行った結果、求められる事項が具体的に記載されており、問題となる点は認められませんでした。

次に、4ページから10ページまでの「特定個人情報ファイル」では、入手・使用、提供、保管・消去等、各取扱いの場面や、そのリスク対策について適切に記載されているかといった観点から審査をしております。

事務局において確認を行った結果、求められる事項が具体的に記載されており、いずれも問題となる点は認められませんでした。

次の「評価実施機関に特有の問題に対するリスク対策」の審査につきましては、11ペー

ジを御覧ください。

「主な考慮事項（細目）」の74番では、特定個人情報の入手や年末残高調書作成等の事務を外部事業者に委託する際のリスク対策について具体的に記載しているかといった観点で審査し、「年末残高調書作成に必要となる情報は、既に機構が保有する対象者の借入情報と新たに入手する個人番号であり、個人番号については、対象者自らが個人番号カードの読み取りを行うことで「個人番号登録システム」に登録されること」、「『年末残高調書対象者候補選定システム』（以下「選定システム」という。）から『総合オンラインシステム』に連携する情報は、顧客番号、氏名、生年月日に限られており、既に『総合オンラインシステム』が保有する情報であること」、「『総合オンラインシステム』から『選定システム』に連携する情報は、国税庁が定める年末残高調書のデータレイアウトの項目に限られること」、「特定個人情報にアクセスするユーザの認証方法は、ユーザIDとパスワードに加え、生体認証による多要素認証を想定していること」、「機構は、仕様書において『署名検証者プラットフォーム事業者』であること及び『認定クラウドサービス事業者』であることを入札参加要件としており、委託事業者の選定の際には、各認定で求められる情報の取扱いの委託の要件を委託業務全体に適用して満たすことを要求するとともに、委託事業者よりサービス水準定義書を取得し内容を確認することで、特定個人情報ファイルを適切に取り扱う委託先であることを確認すること」、「委託事業者は、特定個人情報の入手、利用、保管、消去等を行う権限を有する者を、その利用目的を達成するために必要最小限の従業員に限ること」、「機構は、委託事業者に対して、仕様書や契約書において、取得した個人番号が記載されたデータについて、写しを作成することや個人番号のメモを取ること等の複製を禁止するとともに、持ち出し等物理的に複製できないことを定め、その状況のモニタリングを行うこと」、「機構は、仕様書又は契約書の定めるところにより、個人情報の安全確保の措置の遵守状況を年1回以上、原則として実地の定期的検査等により確認」し、「委託事業者が外部委託先選定基準等に定める内容に適合していない場合は、その是正を指導するとともに、是正が行われたことの確認を行うこと」、「アクセスは権限付与者のみが可能であり、正当な提供以外に不正がなされた場合も含め、全てのアクセスが記録されること」等が記載されており、問題は認められないとしております。

続きまして、12ページ上段の「総評」を御覧ください。

総評として3点記載しております。

（1）として、住宅取得資金に係る借入金の年末残高調書データファイル（税務署提出用）作成事務においては、特定個人情報ファイルを取り扱うことについて、一連の事務の内容や流れが具体的に記載されており、特段の問題は認められないものと考えられること、（2）として、特定個人情報ファイルの取扱いについてのリスク及びリスク対策が具体的に記載されており、特段の問題は認められないものと考えられること、（3）として、特定個人情報の入手や年末残高調書作成等の事務を外部事業者に委託することに係るリスク対策等が具体的に記載されており、特段の問題は認められないものと考えられることを記

載しております。

最後に、下段の「個人情報保護委員会による審査記載事項」を御覧ください。

審査記載事項の案といたしまして5点記載しております。

(1)として、リスク及びリスク対策が具体的に記載されており、特段の問題は認められないと考えられるが、評価書に記載されているとおり確実に実行する必要があること、(2)として、特定個人情報のインターネットへの流出を防止する対策について、インターネットに公開されている「個人番号登録システム」においては、通信を暗号化しており、「選定システム」及び「年末残高調書税務署提出システム」は閉域網内で連携を行うことで、特定個人情報の使用における漏えい等を防止していること等について、評価書に記載しているとおり確実に実行する必要があること、(3)として、組織的及び人的安全管理措置について、実務に即して適切に運用・見直しを行い、今後リスクを相当程度変動させ得る事実関係の変更が生じ、当該変更に応じたリスク対策を講ずる際などには、特定個人情報保護評価を適切に実施する体制を、有効に機能させることが重要であること、(4)として、情報漏えい等に対するリスク対策について、機構は委託事業者に対し、日常的なモニタリングや監査において外形的な確認を行うだけでなく、実地により実際の業務状況を把握するなど、委託事業者からの報告にあった内容が実質的に履行されているかについて、必要かつ適切な監督を行うことが重要であること、(5)として、不断の見直し・検討を行うことに加え、事務フローの変更や新たなリスク対策が生ずることとなった場合は、必要に応じて評価の再実施を行うことが重要であることを記載しております。

精査結果の概要は以上となります。なお、本日の委員会で御承認をいただければ、機構に対し、承認された旨及び審査記載事項を評価書に記載すべき旨を通知いたします。また、本議題の資料、議事録及び議事概要につきましては、準備が整い次第全て委員会ホームページで公表したいと考えております。

事務局からの説明は以上となります。

○藤原委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明について、御質問、御意見をお願いいたします。

特にはよろしいですか。

それでは私から、機構における委託事業者に対する監査及びモニタリングについて、一言申し上げたいと思います。

機構は、本事務において、特定個人情報の入手や年末残高調書作成等の事務を外部事業者へ委託することとなります。そのため、委託事業者が、評価書に記載されている内容と異なる運用を行うことがないように、機構は委託事業者に対し必要かつ適切な監督を行うことが重要であると思われまます。

この点、前回の委員会では、機構と委託事業者の役割分担に基づいた取組を確実に実行させる方法や、評価書に記載された内容の遵守状況の確認方法について、「機構は、年1回実施する実地での監査や日常的なモニタリングにより、その内容を確認する」などの回

答をいただいたわけですが。機構におかれては、日常的なモニタリングにおいて外形的な確認を行うだけではなく、検査により実際の業務の状況を把握するなど、報告にあった内容が実質的に履行されているのかを十分に監督していただきたいと思います。

ほかに御意見等はありませんでしょうか。

修正の御意見はないようでございますので、原案のとおり評価書を承認したいと思いますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。御異議がないようですので、そのように決定いたします。事務局においては所要の進めを進めてください。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りいたします。

本議題の資料、議事録及び議事概要については、公表することとしてよろしいでしょうか。

これも御異議がないようでございますので、そのように取り扱うことといたします。

それでは、次の議題に移りたいと思います。

議題2は、「特定個人情報保護評価指針等の改正案に関する意見募集の結果について」です。事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 昨年12月20日の第265回個人情報保護委員会でお諮りしました特定個人情報保護評価指針及び特定個人情報保護評価に関する規則の改正案に対する意見募集結果について御説明いたします。

改正案につきましては、資料2-2、資料2-3としてお配りさせていただいております。パブリックコメントを踏まえた改正案の修正は行っておりません。

これらの改正案について、資料2-1に記載のとおり、昨年12月20日から本年1月24日まで意見募集を行いまして、延べ5件の御意見が寄せられました。そのうち3件は改正案と関係がないと考えられる御意見でした。

資料2-1、別紙を御覧ください。

まず、1番目の意見については、緊急時の事後評価に関する規定の改正に関する御意見です。左の欄を御覧ください。

2段落目になりますけれども、既に個人番号利用事務等として定着していない事務の方が、より慎重に特定個人情報ファイルを保有するべきであり、事前の保護評価の要請は強いと考えられるが、事後評価の適用を認めるのか。

3段落目になりますが、そうではなく、既に個人番号利用事務等として定着していない事務を実施する場合も、当然に事前に保護評価を実施すべきという考えなのであれば「事前評価が困難である場合」として事後評価が許容される場合とはどのような場合なのかという御意見をいただきました。

こちらに対する考え方といたしましては、二つ目の○になりますが、今回の改正では「事務の緊急性」に加えて「事務の定着度」も考慮し、既に個人番号利用事務等として定着している事務については、一定の緊急性があるときであっても原則どおり事前評価を実施す

べきであることを御説明した上で、三つ目の○で、個人番号利用事務等として定着していない事務を実施する場合は、これまでと同様に「事務の緊急性」や「事前評価の困難度」も踏まえ、緊急時の事後評価の適用可否を判断する旨、御説明しております。

また、四つ目の○において、公布後にこうした解釈や具体的な事例を当委員会ホームページ公表資料である保護評価指針の解説において示すことも併せて御説明しております。

次に、2番目の御意見及びそれに対する考え方について御説明いたします。

まず初めに、保護評価指針の見直しは、番号法第27条第2項において、個人情報保護に関する技術の進歩及び国際的動向を踏まえることとされているところ、今回の見直しにおける検討状況について御質問がありました。

2点目もこれに関連する内容で、令和4年度に実施した保護評価指針の再検討に係る委託調査の報告書について、その概要と、公表しない理由について御質問がありました。

この御質問に対する考え方として、国際的動向については、諸外国におけるPIAの効率化の動向に関する調査において、諸外国のPIA制度においては、日本よりもリスク評価のプロセスが簡単であることから、自動化・効率化のニーズがあまりないこと。PIAツールについて、各国の制度においては、視覚的に分かりやすいものとなるよう工夫していること等が示されたことを踏まえ、指針の改正事項ではありませんが、評価書の様式の改善やシステム改修を行うこととしている旨、御説明しております。

また、技術の進歩に関しては、近年の漏えい等事案を分析し、漏えいした特定個人情報の本人の数が少数であっても、システムに起因する漏えいなど、国民の不安を招く事案があったことを踏まえ、少人数の漏えい等事案についても重大事故の対象とするために、重大事故に係る定義規定の改正を行った旨、御説明しております。

2点目について、令和4年度に実施した委託調査の報告書を公表していない理由についてですが、公表することを前提として実施したのではなく、その内容には有識者の方の意見も含まれていることから公表を行っていない旨を御説明した上で、1点目の御質問に対する回答と重複しますが、改正内容自体については、当該委託調査の報告結果も踏まえた改正内容である旨、御説明しております。

続いて、3点目は、緊急時の事後評価に係る改正に関する御質問で、保護評価規則第9条第2項の適用があった事務、機関数、事務件数や、令和5年12月時点での保護評価未実施機関数や事務の件数、未実施機関に対する監督状況について御質問がありました。

こちらに対する御説明としては、委員会の把握している限りになりますが、規則第9条第2項を適用した事務は、コロナワクチンに関する事務や特定公的給付に関する事務であったことを御説明した上で、具体的な機関数や事務件数、未実施機関や事務の件数については、番号法第29条の3第2項に基づく定期的な報告の中で実施状況の調査やフォローアップを行いましたので、こちらの公表資料や現在のフォローアップ状況を御案内しております。

令和3年度に事後評価の適用対象となり得ると整理された事務については、各評価実施

機関から全て実施済みである旨、確認しております。令和4年度分については、継続的な確認を行っている状況ですので、然るべきタイミングで公表予定であること、また、令和5年度分については、来年度以降に定期的な報告の中で調査を行う予定であることを御説明しております。

意見募集において寄せられた御意見に対する考え方及び改正案について、本日御決定いただけましたら、準備が整い次第公布させていただき、令和6年4月1日より順次施行させていただきたいと考えております。

御説明は以上となります。

○藤原委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明について、御質問、御意見をお願いいたします。

よろしいですか。

それでは、本件について私から一言申し上げたいと思います。

昨今、マイナンバーやマイナンバーカードの活用範囲が広がるとともに、地方自治体の事務の標準化、さらにガバメントクラウドの活用等、いわゆる自治体DXが推進される中で特定個人情報保護評価の重要性が一層増してきていると思われまます。そうしますと、今回の改正案は、こうした社会状況の変化や技術の進歩をよく捉えているものであって、内容的にも必要十分なものになっているのではないかと考えられます。

今回の改正によって、全ての評価実施機関に対し、令和7年度末までの基礎項目評価書の再提出を求めることとなります。また、事務の標準化等に対応した評価の再実施も必要となるわけでございます。小規模な地方自治体も含めて、円滑に再提出、再実施等が進むよう、事務局においては、説明会を行うなど評価実施機関を丁寧に支援するとともに、着実なフォローアップを行ってみたいと思います。お願いいたします。

それでは、本件につきましても特に修正の御意見がないようですので、原案のとおり決定したいと思います。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

御異議がないようでございますので、そのように取り扱うことといたします。事務局においては所要の進めを進めてください。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りいたします。

本議題の資料、議事録及び議事概要については公表することとしてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

それでは、次の議題に移ります。次の議題は、監督関係者以外の方は御退席願います。

(監督関係者以外退室)

○藤原委員長 議題3「株式会社四谷大塚に対する個人情報の保護に関する法律に基づく行政上の対応について」、事務局から説明をお願いいたします。

(内容について一部非公表)

○事務局 「事案の概要」からまいります。

本件は、中学受験のための学習塾を運営する四谷大塚において、令和4年4月から令和5年8月まで勤務していたXが、在職中に、校舎に通う小学生児童の写真及び動画と共に、四谷大塚が管理する在校児童の個人データを検索して閲覧し、Xの私用スマートフォンに入力して記録し、6人分の個人データをXのSNSアカウントに掲載して漏えいさせた事案でございます。

「事案発覚の経緯」といたしまして、四谷大塚は、令和5年8月10日、メディア関係者から、Xが、在校児童を撮影した画像を、氏名などの個人情報と共にSNSに掲載しているとの情報提供を受けました。そのため、同日、Xから事情を聴取したところ、XがSNSへの在校児童の個人情報の掲載等の事実を認めたことから、在校児童の個人データを管理する業務システムについて、Xのアクセス権を停止するとともに警察に通報いたしました。

「Xによる在校児童の個人データの持ち出しの態様」といたしまして、

四谷大塚によりますと、Xは、令和4年4月に採用され、小学生に対して理科や算数、国語の授業を担当していたところ、解雇された令和5年8月頃までに、自身に業務上付与されたID及びパスワードで本件システムにログインし、在校児童の個人データを閲覧し、自身のスマートフォンに打ち込んで記録し、本件個人データをSNSアカウントに送信して投稿したものでございます。

「当委員会に対する漏えい等報告の提出の状況」といたしまして、

四谷大塚は、個人情報保護委員会に対して、令和5年10月6日付けで漏えい等報告書（速報）を提出し、同月13日付けで漏えい等報告書（確報）を提出しております。

「個人情報保護法上の問題点－安全管理措置（法第23条）の不備」といたしまして、

四谷大塚は、小学生を対象とした中学受験のための学習塾であり、全校で約8,700人の児童が在籍し、大量のこどもの個人データを取得し、管理・利用している企業でございます。生徒の氏名、生年月日、住所、小学校名及び成績等、管理する個人データの項目も多くございます。こどもの個人データにつきましては、こどもの「安全」を守る等の観点から、特に取扱いに注意が必要であり、組織的、人的、物理的及び技術的という多角的な観点からリスクを検討し、必要かつ適切な安全管理措置を講ずる必要があるところ、四谷大塚における個人データの取扱いに関する安全管理措置には、以下の問題点が認められております。

組織的安全管理措置に関する問題点といたしまして、

1点目は、「組織体制の整備及び漏えい等事案に対応する体制の整備が不十分であったこと」です。

四谷大塚では、大量の児童の個人データを保有及び管理しているにもかかわらず、人的なリソース不足を理由にコンプライアンス及びリスク管理に関する部署を設置しておらず、また、責任者の設置はしていたものの、漏えい等事案が発生した場合に当委員会に報告するための体制が機能しておりませんでした。そのため、令和5年8月10日に本件漏えい事

態が発覚してから約2か月後の、同年10月6日に速報を提出したものでございます。

2点目は、「取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しが不十分であったこと」です。

四谷大塚によりますと、責任者である塾長が定期的に内部監査を実施していたことではありますが、監査の項目は、研修の実施状況を確認するにとどまるものでございまして、個人データの取扱状況については確認しておりませんでした。したがって、四谷大塚におきましては、個人データの取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しに不備があったと認められます。

「小括」といたしまして、

四谷大塚におきましては、組織的安全管理措置に不備が認められております。

以上を踏まえ、四谷大塚に対しまして、組織的安全管理措置につき、法第147条の規定による指導をし、法第146条第1項の規定により、指導に関する改善措置の実施状況について、令和6年5月31日までに報告することを求めることとしております。

なお、本件は、教育事業を運営する事業者におけるこどもの個人データの漏えい等事案でございまして、社会的影響及び関心も高いことから極めて重要な事案と言えます。したがって、資料3の公表資料の範囲で公表することとしたいと存じます。

以上になります。

○藤原委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明について、御質問、御意見があればお願いいたします。

では、まず小川委員、その後、高村委員、お願いします。

○小川委員 御説明、ありがとうございます。

こどもの個人情報の保護について一言申し上げたいと思います。

今回の事案のように、こどもの個人データの取扱いは注意しなければなりません、SNSを含めてこどもの権利保護の認識が甘くなっているのではないかという疑念があります。学習塾はもちろんのこと、ゲームやアニメなど、こどもが利用者になるサービスやシステムを提供し運営している事業者についても、今後注意を払うことが重要だと思います。また、学校などの各教育現場では、SNSの利用に留意して個人データの取扱いを整備する必要があると思います。

以上です。

○藤原委員長 それでは、高村委員、お願いいたします。

○高村委員 意見を申し上げます。

今回の事案について、児童やその家族の立場になって考えると、児童が写真や動画で撮影された点は、特に精神的に傷つき、不安を抱くのではないかと思います。個人情報保護法は、事業者による個人情報の不正な取得を禁じていますが、事業者としては、従業員が顧客等を盗撮するなどして、個人情報を不正に取得することがないように、従業員教育等の対策を講ずる必要があると考えます。特に、教育などのこどもに関連する企業の場合は、こどもの安全を確保する観点からも対策を講ずる必要があります。また、個人情報保護法

の解釈運用又は立法措置においても、従業員が盗撮等によって個人情報をも不正に取得することがないように、対策を検討する必要があると考えます。

以上です。

○藤原委員長 ほかにはいかがでしょうか。

浅井委員、どうぞ。

○浅井委員 一言申し上げます。

本件事案発生の際、四谷大塚においては、リスク管理に関する部署が設置されていなかったということでございます。四谷大塚においては、本件を重く捉えて、経営層が主体的役割を発揮して、リスク管理部署の設置など、企業の組織的な責任体制を何よりも速やかに整えるべきだと考えます。

以上です。

○藤原委員長 ありがとうございます。

ほかにはいかがですか。

では、清水委員。

○清水委員 ありがとうございます。

こどもに関する情報は特に配慮を要することもあって、アクセス制御は技術的安全管理措置の観点からも非常に重要だと考えています。したがって、他の学習塾等においても、それぞれの状況、環境等に対応して、より適切なアクセス制御を講じていただきたいと思いますと考えています。

以上です。

○藤原委員長 ほかにはいかがでしょうか。

よろしいですか。

貴重な御意見を皆様からいただきました。本件について特に修正の御意見がないようですので、原案のとおり決定したいと思います。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。事務局においては、所要の手続を進めてください。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りいたします。

本議題は、議案の社会的な影響を勘案し、配付の公表資料と当該資料に係る議事録、議事概要の部分を、準備が整い次第、委員会のホームページで公表し、それ以外の資料と当該資料に係る議事録、議事概要の部分については公表しないこととしてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

それでは、次の議題に移ります。

議題4「監視・監督について」、事務局から説明をお願いいたします。

(内容について非公表)

本日用意されました議題は以上でございます。  
それでは、本日の会議は閉会といたします。